12月議会から－防犯灯、街路灯の設置を

（問）日本共産党市議団が行っている市民アンケートでも「街全体が暗く不安」といった声が寄せられ、私も実際に歩いてみました。防犯灯、街路灯の設置を早急に実施し、安全で安心なまちづくりに努めていただきたい。市の認識は？

設置基準に基づき適正に設置

（答）**市民生活部長**：道路照明は、夜間における犯罪の抑止効果や交通安全性の確保が期待できることから大変重要な役割があると考えています。防犯灯設置基準に基づき適正に設置しています。市民からの新規設置要望は毎年40件程度いただいており設置可能な箇所は概ね要望に応えられています。なかなか設置に至らないケースもありますが、そのような声がありましたら、教えていただいて私たちで確認させていただきます。

（問）設置基準は、100％クリアできているのでしょうか。このような声についてどのようにお考えでしょうか。

100％クリアはなかなか断言できない

（答）**市民生活部長**：そのようなご要望が入りましたら市役所の窓口に繋いでいただければ幸いです。

設置基準に捉われない対応を

暗いということで問題があるのではないでしょうか。設置基準に捉われない対応が、いま求められています。まずは、100％クリア出来るように市民の安心安全のために努力して欲しい。

アンケートの声（一部紹介）

- 夜八時ごろ無灯火の自転車にぶつかりそうになりました。
- 夜外に出ると吉川市全体が真っ暗なような気がします。
- 深井新田の住人ですが、現在、街灯が2個しかなく、防犯上危険です。女性が夜歩くのは、とても暗くて危ない。
- ネオポリス第一公園の周りが暗い。夜、ジョギングをしたいが暗くて足元が見えないため危ない。

議員になって１年が経ちます

2020年1月の選挙から約1年が経ちました。議員の1年目は戸惑うことばかりで、何とか頑張って来られたのも、多くの皆さまのご支援のおかげです。

昨年を振り返ってみると、地域の多くの皆さまから困りごとを聞かせていただきました。例えば、「道路の陥没による振動被害、防犯灯の球切れ、雑草が伸びて通行の妨げになっている、道路に水が溜まる」などの声です。実際に市の職員へ話をして問題点が解決できた時は、なんともいえない喜びを感じます。担当職員の方には大変感謝しています。また、現在、生活問題や年金のことなど今まで経験したことのない様々な相談を受けています。なかなか難しいことばかりですが、一つひとつ丁寧に対応していければと考えています。

皆さま方の要望に出来るだけ答えられるようにがんばります。

よろしくお願いします。

飯島議員の一般質問傍聴記

何よりよかったのは、市民の声をたくさん伝えていたことです。困りごとを抱えた市民の声を直接聞き、自分の足で歩いて地域の実情をしっかり見、市の担当者と話をし、という積み上げがうかがえるような発言でした。また、今回議員団で行った市民アンケートに寄せられた市民の声もたくさん引用していて、飯島議員の後ろ盾は市民だという印象を受けました。地元の隅から隅まで知っていて、市民の話をよく聞いているのが飯島議員だといわれるように今後もがんばってください。

（吉川市吉川在住Mさん）

生活相談

ご意見困りごとなど（新型コロナウイルスに関することも）いつでも、どんな小さなことでもお気軽にご相談ください。☎　982-7033　　飯島

※“あなたのまちの何でも屋”が解決のために力をつくします。

あなたの声を聞かせてください

まさよし 正義だより

2021年　1月号

飯島正義３つのお約束
① 住民の声をしっかり聞きます
② 議会報告をします
③ 困りごとの解決に全力を尽くします

日本共産党吉川市議会議員
飯島　正義
住所：吉川市新栄１－16－４
電話：982－7033（FAX兼用）
e-mail：m.iijima1164@docomo.ne.jp

社会的PCR検査の実施、市民への情報提供を

日本共産党吉川市議団

コロナ対策第５次要望書を提出

日本共産党吉川市議団は1月4日、市の野尻宗一政策室長と面談し、コロナ対策第５次要望書を中原市長宛に提出しました。

要望は下記の内容です。新型コロナ感染症が増大する中で、市民みなさんから「発熱したらどうすればいいの？」「入院中の親が危篤になり、病院からは『面会するにはPCR検査で陰性の確認が必要』と言われたけど、どこで検査できるの」「市のホームページを見てと広報に載っているが、見られない人はどうするればいいの」など、さまざまな不安な声が市議団に寄せられています。

市がみなさんの声に応えるよう、実現を求めました。

1. 医療機関・社会福祉施設等の職員・入所者を対象とした、定期的な社会的PCR検査を実施すること。
2. 濃厚接触者や有症状者以外でも家族の入院などの事情によりどうしても必要な方々に対し、PCR検査を実施すること。また広く社会的PCR検査を実施するよう国・県に働きかけること。
3. 市ホームページに指定医療機関についての情報を掲載するなど、市民が求める情報をキャッチしやすいように提供すること。

発熱時などに受診できる市内医療機関

埼玉県は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの診療・検査に対応出来る「埼玉県指定診療・検査医療機関」を、県ホームページで公表しました。吉川市では12医療機関が指定されています（2021年1月1日現在）

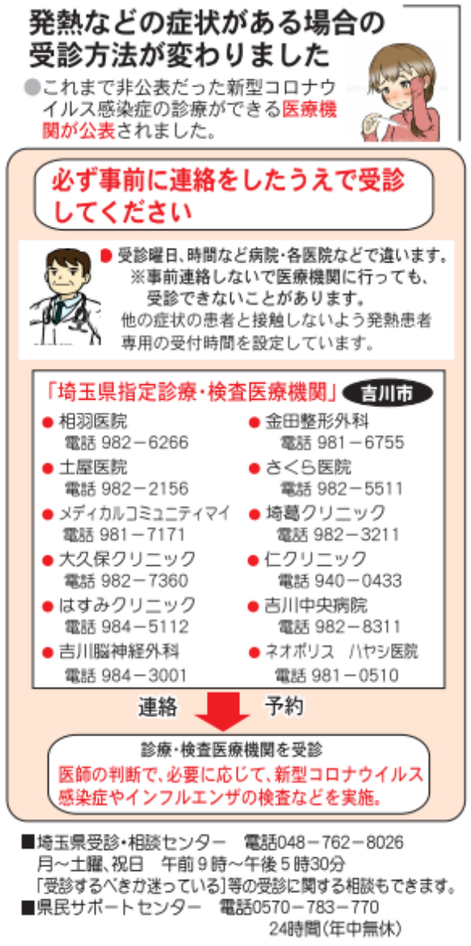

＜12月議会一般質問を以下に紹介します＞

用排水路しんきぼり改修と柵の設置を

市街化調整区域の用排水路は、地域住民にとって重要な生活基盤を担い、農作物に大きな影響をもたらします。いったん大雨になると溢水し、家に隣接している水路はヘドロ・雑草・悪臭・虫が湧くなど不衛生なばかりか、崩れると塀、家屋まで傾いてしまうという深刻な事態をまねいてしまいます。水路は生活基盤の要です。

しんきぼり改修工事の進捗は

（問）江戸川に沿って三郷へと流れている「用排水路しんきぼり」の改修工事進捗状況と今後の計画の見通しは。

（答）**産業振興部長**：常磐自動車道南北の優先整備箇所480mの内、南側の工事57％は、素掘りからコンクリートへの工事がほぼ終了。北側は、今年１月から工事を始める予定。今後も工事完了に向け事業を進めます。

堰を開放しないのは汚染堆積物が問題

（問）三郷境のしんきぼりの水質は、県の指導により基準はクリアしましたが、堰は閉鎖されたままです。三郷市との協議はその後どうなっていますか。問題は10年も前からの汚染した堆積物が存在していることです。草だけ刈ればよいという問題ではないようです。市は大雨の時は堰を開門するとしていますが、現状は水草が繁茂し、水が流れないと地域の方は指摘しています。市の認識と対応は。

（答）**部長**：土が堆積し、草も生えている状況です。今春田植えの時期に水を入れてどうなるのか確認し三郷市に要請していきたい。

東西のしんきぼりの工事は60年以上前に2ヶ所のみ

（問）しんきぼり（南北）が満杯になった時は、東西しんきぼりに流出し、水が溢れることはないと市はしていますが、地域の方からは、「西へ流れる落としの水路状況が悪い」、「県道の下に設置したヒューム管が細い」等の意見がだされています。

地元から東西へ流れる落としの水路は、昭和30年代、町に交渉して2ヶ所補助水路の工事を行ったまま、約60年以上を経過しましたが、工事は一向に進んでいない。改めて工事をするべきです。

（答）東西の部分と上流については、一部工事を行ったところはあります。しかし優先順位区間が終了していないため、地元と協議しています。

ロープでは危険　柵の設置を

（問）東西のしんきぼりは、県道三郷松伏線の下を通り、大場川へと流れます。その水路に柵がなくロープを張ってあるだけで大変危険だと以前から柵設置の要望がありました。地域からは、「吉川市のはずれなのでやってもらえないのか」という声もあります。隣市との境だからこそ環境整備は、しっかりしていただきたい。

（答）**部長**：現場を確認し、状況を見ながら対応します。

市長：三郷の境だからこそしっかりと吉川市づくりをしていく場所だと思っています。今後は、水質環境の部分も含め部長、課長にも指示をして、三郷市としっかり水質のことを含めて、この地域をみていきたい。

住民任せにせず、市が責任をもって整備計画を立て、実行するべきです。

※しんきぼりは東西南北に流れる用排水路、全長は、約2.2kmです。

市民アンケートに寄せられた市道の舗装改修

（問）中島地内を東西に吉川駅に向う道市道（大場川～東大場川）道路舗装改修を

予算範囲以内で対応

（答）**都市整備部長**：当該路線は、状況を把握し必要に応じて補修をしながら管理を行っています。引き続き路面の状況を確認しながら道路利用に著しく支障がきたさないよう予算範囲内で対応を行います。

市道（大場川～東大場川）道路

（柵ではなくロープを張ってあるだけの水路）

（堰は閉鎖されたまま水草が繁茂している）

種苗法改正　吉川の農業に与える影響

2021年４月１日から種苗法が施行されます

（問）種苗法は、農作物の新しい品種を開発した人や企業に「育成者権」を認め、著作権と同じく権利を保護しています。同時に、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については「育成者権が及ばない範囲」で「原則自由」としてきました。改定は、この条項を削除し、自家増殖を一律禁止にするというものです。禁止対象になる「登録品種」を農家が栽培する場合、種や苗を全て購入するか、一定の許諾料を払って自家増殖するかを強いられることになります。種苗法が施行された場合、吉川市の農家と農業にどのような影響と負担が増えることになるのか。

農家と農業への負担は、ほとんど少ない

（答）**産業振興部長**：種苗を開発するものの許諾なく新品種を無断で増殖栽培されないようにするための制度であり、今回の改定はブランド果実等優良品種や新品種の海外流出を防止するため国外への持ち出しを制限するものです。

吉川市では、今回の改定で制限を受けない一般品種を栽培していますので、農家と農業への負担は、ほとんど少ないものと考えます。

今回の種苗法は、2018年の主要農作物種子法とセットです。前安倍政権は、13年の施政方針演説で、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すと宣言しました。「農業の企業化」を進めようというこの路線のもとで、17年4月、わずかな審議時間で種子法の廃止を強行しました。自家増殖は原則禁止にして、登録品種の種子はすべて民間の種苗会社から購入させる仕組みを整えることが今回の法「改正」の狙いです。